

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	平成28年度第2回松阪市人権施策審議会
2. 開 催 日 時	平成29年2月17日（金） 午後2時～午後4時45分
3. 開 催 場 所	松阪市5階右側第1会議室
4. 出席者氏名	<p>【委員】 荒川哲郎、皆川治廣、川崎佳代子、鈴木清子、世古勝、 世古佳清、高柳伴子、筒井美幸、中川留美、新田昌弘、 前田浩、松村淑子、渡邊和己</p> <p>【事務局】 環境生活部長（吉田） 人権・男女共同参画推進課長（西） 人権推進室長（野間） 人権・男女共同参画推進課（丸島）</p> <p>【関係各課】 福祉ささえあい課 課長（浅井） 福祉ささえあい課 地域福祉・生活支援担当監（西山） 職員課 人事・研修係 主任（小川） 情報企画課 課長（野呂） 障がいあゆみ課 子ども発達総合支援センター所長（南野） 障がいあゆみ課 企画・管理係 係長（青木） 障がいあゆみ課 生活支援係 係長（世古） こども未来課 保育園担当監（荒木） こども未来課 家庭児童支援担当主査（林） こども未来課 こども担当主幹（鈴木） こども未来課 家庭児童支援担当監（阪口） 学校支援課 指導主幹（尾崎） 人権まなび課 指導主幹（油谷）</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	0 人
7. 担 当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画推進課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-1055 e-mail jinkyō.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. その他

議事録

別紙のとおり

平成28年度 第2回松阪市人権施策審議会 議事録

【日 時】平成29年2月17日（金） 午後2時～午後4時45分

【場 所】松阪市5階右側第1会議室

【出席者】

- （委 員）荒川哲郎、皆川治廣、川崎佳代子、鈴木清子、世古勝、世古佳清、
高柳伴子、筒井美幸、中川留美、新田昌弘、前田浩、松村淑子、渡邊和己
- （事 務 局）環境生活部長（吉田）、人権・男女共同参画推進課長（西）、
人権推進室長（野間）、人権・男女共同参画推進課（丸島）
- （関係各課）福祉ささえあい課長（浅井）
福祉ささえあい課 地域福祉・生活支援担当監（西山）
職員課 人事・研修係 主任（小川）
情報企画課長（野呂）
障がいあゆみ課 子ども発達総合支援センター所長（南野）
障がいあゆみ課 企画・管理係長（青木）
障がいあゆみ課 生活支援係長（世古）
こども未来課 保育園担当監（荒木）
こども未来課 家庭児童支援担当主査（林）
こども未来課 こども担当主幹（鈴木）
こども未来課 家庭児童支援担当監（阪口）
学校支援課 指導主幹（尾崎）
人権まなび課 指導主幹（油谷）

○人権推進室室長より開会の辞

○環境生活部長より挨拶

皆様こんにちは、本日は大変お忙しい中、28年度の第2回松阪市人権施策審議会にご参加いただきまして本当にありがとうございます。先月の27日に第1回人権施策審議会で色々ご議論頂きました。本当に貴重なご意見ありがとうございました。御礼申し上げます。また、本日でございますが、27年度に策定致しました、人権施策行動計画に基づきまして、事業に対する27年度の進捗管理ということで、委員の皆様にはご評価、提唱を頂きたいと思っております。あたたかいご意見いただきますよう、どうぞ宜しくお願い致します。

○欠席者報告

※都合により2人がご欠席。

- 議事
1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
 2. その他

○議事録

【議長】

皆さんこんにちは。それでは規則に基づきまして私が議長をさせていただきます。よろしくお願ひします。前回の1月27日、行動計画における今後取り組むべき課題につきまして皆様の色々なご議論を頂きました。今日は27年度の事業評価につきまして、皆さんにご検

討をお願いしたいと思います。それぞれの施策の取り組みを各課でされております。それについてご説明を受けながら、皆さんが、市民の立場として色々なご意見をぜひ頂きたいと思っております。市の各課の方々はそのそれぞれの事業について思いをもって進められてきておられると思っております。市民の立場、視点から、また皆様の専門の立場として、色々な視点からご議論願えたらと思っております。そういうことで始めていきたいと思っております。今日のレジュメと資料を確認したいと思っております。事業進捗状況の評価実施事業名という資料はありますか。これに沿って今日は各課にご説明をお願いしたいと思っております。また、評価のほうも皆さんの観点からご質問されて、色々な観点からの評価をお願いしたいと思っております。皆さんの率直なご意見を説明された課の方へ問い合わせするという事を基本に考えていきたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。それでは議事の1番松阪市人権施策行動計画の評価検証について事務局から説明をお願いしたいと思っております。

【事務局】

(事務局より評価についてのお願い等を説明)

(隣保館事業と広域隣保活動事業の評価を3月に変更することを伝える)

【議長】

どうも、ありがとうございます。それでは、今説明がありました、施策の取り組みの方から進めていきたいと思っております。最初は、バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策というところで、福祉ささえあい課の方から説明をお願いします。

【福祉ささえあい課】

福祉ささえあい課です。それでは事業評価28ページをお願い致します。バリアフリーのまちづくり活動事業費でございますが、松阪市ではバリアフリー推進チームというものを設置しております。委員の方の構成につきましては、12名で各団体から選出しております。松阪市の身体障がい者福祉協会さんなどです、松阪市肢体不自由児者父母の会さん、松阪市視覚障害者協会さんなどから6名、それから一般公募から6名と12名で委員の方を構成しております。27年度の実績といたしましては、昨年10月に開設致しました下村町にあります「子ども発達総合支援センター」のバリアフリー化の状況などを平成28年3月11日に現地調査の方を行ったところです。推進チーム以外にも市の営繕課、施工業者、設計者の立会いの下行ったところです。調査時点におきましては進捗率が80%の施工ということでありました。現地の方を確認させてもらったというところです。まず、関係者の方から資料に基づいて説明を受けまして、そのあと、約1時間程度施設内を順次回らせていただいて、各委員の方からその都度、意見を出して回答、気が付いたところを言ってもらったというところを進めさせていただきました。それから、施設全体を調査した後、再度、各委員の方から再度意見を出していただきまして、気が付いたところ、変更できる点があるのか、そういったところで意見を出していただきました。そんな中で、評価としましては目標の達成度は3のおおむね達成できたというように評価しております。効率性につきましては、4の効果に対して適正な費用と判断しております。それから施策への貢献度は、3の中であり、委員の方からのたくさんの意見やご指摘も頂きましたが、なかなかすべてが対応していただくのは難しかったというところで、評価したところでございます。簡単でございますが以上とさせていただきます。

【議長】

どうもありがとうございました。今の説明に対して、質問やご意見有りましたら。

【委員】

一件よろしいですか。この予算の国と県の支出金の金額と一般財源入れてあるけれど集計が合っていないけど、どちらが本当なのでしょうか。一般財源と交付の両方が入っているのに合計も同じ数字が入っている。足していないのでどちらが正規かわからない。

【福祉ささえあい課】

すみません。合計ができていなかったようでございます。

【委員】

両方から出ているのですか。片方だけではない。

【福祉ささえあい課】

すみません。国庫支出金のほうが無しです。

【委員】

28年度も無しですか。

【福祉ささえあい課】

はい。

【委員】

はい、ありがとう。

【議長】

国庫支出金も県の支出金も無しですか。

【福祉ささえあい課】

そうです、一般財源ということ。

【議長】

一般財源のみということですね。

【福祉ささえあい課】

28年度が234,000円

【議長】

ありがとうございます。施設内の視察をされたときに具体的にどのようなご意見がありましたか。

【福祉ささえあい課】

例えば、部屋、トイレの入り口の段差の解消です。この辺りはやっぱり若干の段差があるのですが、その辺りはフラットにならないのか等そういったご意見を頂いて、例えば5mmの高さでもつまずいてしまうというご意見も頂いたのですが、ドアの強度の部分もあって、5mmの段差を解消するところ少し工夫をしてもらったところはあるのですが、フラットというところまではいかなかったということもあります。それから、ガラス自体も大きいガラスを使用しております、例えば子どもたちがぶつかってしまうのではないかと、そういった事や、それからトイレに設置するベッドのスペースを考えて折りたたみにして欲しい等たくさんのご意見は頂きました。一部紹介という形でさせていただきました。

【議長】

それは、今、仰られたのは先ほど言われたような障がいのある方を対象にということによって主に考えられたと。

【福祉ささえあい課】

はい、そうですね。この施設自体が。

【子ども発達総合支援センター】

子ども発達総合支援センターです。バリアフリーの検査の時にも説明がありましたとおり、その5mmの差という非常に細かいところでご指摘を頂いているのですが、子どもたちの様子を見てみるとそれを越えるということがなかなか難しいようなこともあり、あるいは構造的にそれを削ってしまうと、その削ったところが欠けてしまって、むしろ逆に修繕をしないとイケない。非常に微妙なところがたくさんあったということです。ですが、現在危惧されていた点は、全く問題にはなっていないような状態になっております。むしろ私たち現場の方では、日常生活において、すべてのフロアがフリーになっているというような住宅は多分ないんだと思っております。逆にそういうところを訓練で対応できるような形で生活をしていただけるような環境になっているのではないかなという様にも捉えているところです。もちろんそれに甘んじるのではなくて、常に注意深く見させていただいているというのが現状でございます。

【議長】

そういうことで、色々な視点から子どもたちの事を考えられているというか。どうですかね、ご質問ありませんか。

【委員】

最近の公共施設というのは、相当バリアフリーの視点から、検討されて工事されていると思うのですが、今回の場合も80%の工事の進捗の段階で現地に入られて、見られたという事で、具体的に何か参加された方からの意見を受けて、具体的に建物の修正というか、そういったものがあつ

たのかどうか、全く当初の予定通りで進行してしまったのか、その点だけ教えて頂けますか。

【福祉ささえあい課】

例えば、先ほどの5mmの段差等については、角を削るなど、なるべくフラットにというご意見有ったのですが、やはり構造上なかなか難しい、そういったところもありました。他に対応出来た部分というのは、例えば、トイレの手拭き等は必要ではないかというようなところで、利用方法を検討して、例えば備品を置くことによって対応するなど、それからトイレに設置するベッドはスペースを考えて折り畳みにして欲しいというご意見があった部分については、そういった折り畳みの備品で対応するなど、なかなか構造上での改修等は難しく、備品で対応するという部分が何点かあったというところです。

【委員】

出来るだけ、公共施設基本計画、基本設計の段階から、こういうバリアフリーの視点というのは入ってはいると思いますが、具体的な形で市の方で検討いただくと、後から修正が出る様な話はないと思いますので、是非ともそういう視点で見てもらえば、よりその施設がバリアフリー化するのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

【議長】

設計の段階で、どういう方々と一緒に設計されるかというような、そういうお考えはお持ちですか。例えば、先ほど障がいのある方に見てもらったという事なのですが、その設計の段階で、最初から参画するというようなそういうことは団体としてやっているのですか。

【委員】

このそだちの丘に限らず、以前も松阪駅のエレベーター等色々なところで、設置前に設計図がある程度固まった時点で、こういう方向でこうしたいというのは、一応バリアフリーの方へ降りてきますので、それの中で見てもらって設計図ですのでわからないところも一部ありますけれども、ここはこうしてもらった方がいいという意見はその時点で出せます。それを基にして設計のできる、変更のできる範囲内でしてもらい、いわゆる80%の、ある程度の基本的なものが出来上がった時点で最終的に現地を見せて頂いて、なおかつその時点で不具合があった場合、今、言わせていただいたように、小さい修正ならできる。建物が悪いからこっちへ変更をしてくださいというのは、とてもできませんけれども、部分的に、今言われたように、同じフラットでも若干扉の都合やレールの都合が出てくる場合もありますのでそこまでは少し難しいところもあると思うのですが、基本的にバリアフリーの観点から見た時点では、これだったらというのは現地確認させていただいてからというのはそだちの丘に限らず、バリアフリー部会として降りてきた場合、いつもそういった状況で意見を出し合って進めているのが現状です。

【議長】

実は、大学でバリアフリーということでトイレの改造をやりました。障がいのある人にも相談をしました。男性の障がいのある方に相談をしたのですが、その人はぜひウォシュレットを付けてほしいと言われたのです。それを作ったあとに女性の車いすを利用している方が、これは使い物

にならないと仰るのです。自分はトイレを跨いで座る、車いすから滑り落ちるように座るのでトイレの横にたくさんボタンがついていると座れなくなると仰ったのです。

【委員】

その場合だとウォシュレットが使えなくなります。障がい者用のウォシュレットでしたら使えますけれど。

【議長】

そういう意味では私は失敗したと思います。設計の段階で男性の方にはお聞きしましたが、女性の方にはお聞きしなかったということが一番大きなミスだったのです。そういうことを考えると子どもに設計の段階で参画して色々な話お聞きすればよかったなという反省もあります。なかなか100%のバリアフリーというのがかなり難しいところもあるという現実があります。それぞれの障がいの特性がある。トイレに座れないという方は、毛布を引いて寝ころびながらトイレをされる方もいらっしゃいます。そういったところでも難しいですけれども、基本的にはスペースの問題、車いすの回転ができるかどうかなどのスペースの問題がかなり重要な問題になってくるのではと思います。その建築によってはそのスペースをとれないという事もありますし、かなり難しい問題があるのではないかと、ご苦労されたのではないかと思います。

【委員】

今、議長が言われた通り、障がい者用の多目的トイレも普通の洋式の丸い便器の場合とそれから細長い便器があると思います。あれは、車いすで自分が立って方向転換ができなくて、車いすから落ちて座れるように細長い便器があるのです。ですから行くところによっては多目的トイレは2種類あると思います。どちらがいいかと言われるとそれぞれに特性があって、私たちからみたら普通の洋式の方が使いやすいでしょうし、車いすでも立った状態で方向転換して後ろへ座るという事が出来ない方は、そのまままっすぐ座るから細長いほうが良いという、両方という設置で影響してくるかもしれませんが、ここには細長い便器、こちらにはふつうの洋式の便器。数出来るのであればそういった取入れもできるかなというのはあります。

【議長】

そういうところでは色々なご意見やフィードバックですね。先ほど言われましたけれども実際に使ってみて、どういった問題があるのかというのを市民の方にお聞きしながら、市が新しいものを作るときにはこういうことを考えようという前向きなご検討があればいいのではないかと思います。やはり先ほど委員の方が仰っていたように設計の段階で障がいのある人たちが中に入り込んで意見を出せるようなそういうシステムを作る。

【委員】

意見は出させてもらっています。

【議長】

それでは、次の方に参りたいと思います。人権課題解決のための基本施策で労働者の人権です。事業名が生活困窮者自立相談支援事業ということで福祉ささえあい課。

【福祉ささえあい課】

同じく福祉ささえあい課でございます。それではこの生活困窮者自立相談支援事業でございますが、生活保護受給者が全国的に見て、当市も三重県下で保護率は1番、ワーストと言っているのか、1番を続けている状況の中で、まだまだ多い中でやや下がりましたが、高止まりになっている状況の中で、ますます生活保護を国は削減をする考え方の中で、そうしたら生活保護を受けるひとつ前の段階で対策を施そうというので平成25年に生活困窮者自立支援法が交付を致しまして、27年4月に施行それと同時に全国の福祉事業所で生活困窮者自立支援事業の事業展開がされています。生活保護に至る前の段階の生活困窮者に対して自立相談支援並びに就労支援を行って自立を図り、少しでも生活保護受給者を減らしていくという趣旨のものでございます。この事業につきましては、例えば、今まで2年間やってきましたがこういう方が時々ありまして、野宿を5日間し、私の室のカウンターへたどり着いて、予算で非常食を購入してますので、水と食べ物を与えて、落ち着かせて、それから自立へ向けて一時生活するところもありませんので、保護課とも連携しながらそういうことをやっていく等、自己肯定感を失って見える方がほとんどです。中には2、3日前に自殺したいと来ました。そこをなんとか止めまして、尊厳の確保ということが一番をおきまして、しっかり相談員が傾聴をする中で、このような事業を2年間やって参りました。そんな中で厚生労働省からは、国庫支出金で4分の3の補助を頂いています。これは全国予算で600億円を厚生労働省が投入して2年目の事業です。松阪市生活相談支援センターというのを構築させていただいて、松阪市社会福祉協議会に業務を委託していただき、福祉ささえあい課のカウンターに在職型出向という形で4人の相談支援員を配置して事業展開をしているものでございます。そこに目標実績のなかで見て頂くと一つも目標に達していない実績ばかりです。いわゆる厚生労働省のPDCA、Plan Do Check Actに基づく目標なのですが、私も東京の厚生労働省へ三重県代表で行ったときに、ハードルが確かに高いというお声が全国の担当者から起きました。ただ厚労省は28年度もそれを改めずにそのままこういう形で高いハードルを課してきております。松阪市の新規相談受付件数は年間360件、月12で割ると30件、毎月30件ほどの新規の相談がございます。プラン作成というのはその方の傾聴をして分析をしまして、自立していただくための支援計画を立てるものでございます。簡単に傾向を申しますと、全国平均の新規相談受付件数は、三重県や当市は全国平均よりも高くなっております。にも関わらず、全国平均よりその自立支援計画、プランの作成件数は低くなっているのが現状でございます。評価といたしましては、そういうことを踏まえてあまり達成しなかったという評価を、2の評価をさせていただきました。効率性ということでは、費用削減の余地があるのではないかとということ、ただ施策への貢献度は大きかったのではないかとという評価をさせていただきました。課題点といたしましては、現在もそのように参っておりますが、この制度をしっかりと市民や職員に周知啓発する必要があるということが課題、問題点だと考えております。以上でございます。

【議長】

どうもありがとうございました。ご質問やご意見をお願いしたいと思います。

【委員】

先ほど、プラン作成件数が全国平均より低いというお話が挙がったのですが、それは職員配置の問題なのか、例えばそれは一般と違って専門技能を持った人じゃないとプラン作成できないのでアルバイトは雇えないという事なのか。効率性の費用削減の余地があるという事これは職員配置とそれから効果それと矛盾が出てきませんか。

【福祉ささえあい課】

まず、本市、三重県が相談件数のわりにプランの作成件数が低いというのは、色々なことが考えられるのですが、確かに委託をさせていただいている社会福祉協議会の相談員の数というのもあるかと思えます。オプションの任意事業を毎年毎年増やしていますので、段々職員数は増えてきておりますので、その辺りは増えてくる傾向にあると思うのですが、その辺で発破をかけているのが現状でございます。それから効率性の費用削減の余地があるというのは、初年度、厚労省からの情報不足もあって、多大に予算を大きく取ったというような中で、その辺り私が27年度から、この担当になり、費用を段々、情報がはつきり明確になってきているという事で、いらぬものは組まないという形の中で費用削減をしてきているところがあり今後もシビアにしていきたいというような事を考えて評価をしたものでございます。以上でございます。

【委員】

他を見ると費用削減の余地、素直に書きすぎると思うのですが、他は費用削減の余地を見ていたら、あまりないですね。素直に書きすぎると、じゃあ来年度、費用は削減されるのかという事で、より効果が減ってくるのではないのかと思うのですが、本音を言いすぎると逆効果じゃないですか。他を見ても費用削減の余地があると素直に書いてある所はあまりない。

【福祉ささえあい課】

27年度かなり多くの予算を組みましたので、28年度は何百万と減らしました。そういう形の経過の中で評価したつもりです。

【委員】

素直になったのですね。説明をお聞きするとわかるのですが、一般の人がこれを見たときに、それだったら来年度も予算を減らせという事になるのではないかと思われまので、素直になるのはいいのですが、素直にやりすぎると逆に効果が無くなり、職員配置もできなくなってしまうと、これ施策としてはっきり行くのかどうか。

【福祉ささえあい課】

人件費だけはきちっと確保はしておりますので、それ以外の諸々の消耗品費や需用費、役務費等の部分を削減したという事です。

【委員】

もしこれ、他にご質問が来た場合は説明をしっかりとしないと、これを見ていたら、じゃあ来年は減らされますよ。

【福祉ささえあい課】

初年度でしたので、やはり、外へ研修を受ける、情報収集のための色々な研修会や勉強会等そういったものに費用が掛かったというところもありまして、昨年度からは、ある程度制度の方もはっきりわかってきたというところでその分を少し削減したという事でご理解していただきたいです。

【委員】

そちらから説明をしていただければ、一般市民の方も納得されると思いますので、見ただけでは少し疑問が出てくると思います。

【委員】

ちょっと疑問なのですが新規受付相談件数が 27 年度 30 件あり、プラン作成件数が 3.5 件、これに当てはまらなかったというのが 26.5 件ですか。

【福祉ささえあい課】

それ以外は、例えば、新規相談受付ですので、色々な相談が来るのです。その中でプランを組む必要がないものもあれば、他方優先と言いますか、違う制度の活用という形でそこへご案内する、寄り添ってそちらへ行き説明を行うという形の中で、新規相談受付件数というのは、あらゆる相談がきますので、それを含めての話の件数です。いわゆる生活困窮相談で来た方でもプランを立てるまではいかないような状況にある人や、色々な方がみえますので、こういう形の数字になっているのが現状です。

【委員】

その中で生活保護をどうしても受けないといけないという人もありますか。

【福祉ささえあい課】

あります。それはもう、自立支援計画ではなくなりますので、隣の保護課へ随時連携をしておりますので、色々資産の状況や持ち金が今いくらなのか、どうしても就労支援を進めても病気で働くことができないという事であれば、憲法 25 条の最低限の生活保障という意味からは、どうしても保護という形しか、いわゆる最後のセーフティネット、第 3 のセーフティネットへ持っていかなざるをえないという方は当然プランには関係なくなってしまうのでその様な方もあろうかと思えます。

【委員】

なるほど、わかりました、ありがとうございます。

【委員】

そうするとプランの作成件数というよりは、必要な方々の何%がプランを作成出来たかというような数値に変えていかないと、三重県の場合おかげさまでプランを作成する必要のない方がたくさんいらっしゃるという事であれば、プラン作成件数だけで計っていけるものではないような

気がします。それと生活困窮者の枠の中で、たぶん松阪市さんも外国人の比率が高いので、私は外国人住民の関係の相談も職場の方で受けたりしていますけれども、この制度があると知らない人もいらっしゃるでしょうし、そういう方が来られた場合の言語対応等その辺りのところはどのようになっているのでしょうか。

【福祉ささえあい課】

通訳の方がみえますので、その方をお願いをする等、そういった対応をさせてもらっています。

【委員】

これからなのですが、法の改正から25年以上が過ぎて、保険に最初のうち入っていなかった方々が多かったので、無保険ですとか、10年で年金等もらえるようになったといいますけれども、なかなか働く金額が生活できるような金額ではないという事から、私たちのなかでは、これから生活に困る人たちがかなり出てくるだろうということが言われています。外国にはこういう支援制度がありません。生活保護という制度もありません、生活に困ると家族、一族でみんなが助け合う感じで生活される方が多いですので、もし支援が必要な方があれば、制度に沿って支援していただけたらいいと思っています。

【福祉ささえあい課】

一つだけ補足させてください。医療のこと、保険のことが出たのですが、松阪市には社会福祉法人恩賜財団の済生会病院がございますので、知ってみえると思いますけど、無料低額制度というのがございまして、生活困窮をされている方、済生会に受診をしていただく場合に条件があるのですけれど、そうすると私共、済生会と連携をしていますので、そういうところでかかっていたいて、医療費を無料、低額で受けるということも進めている現状でございます。

【委員】

それは通訳の方もご存じですか。

【福祉ささえあい課】

存じております。

【委員】

ありがとうございます。非常に心強いことだと思います。

【議長】

外国人用の例えばパンフレットや、ホームページに外国語で制度をきちっと広報しようということはあるのですか。

【福祉ささえあい課】

残念ながら利用しておりませんので、今後検討していきたいと思っています。

【議長】

それはぜひやっていただきたいですね。松阪で頑張っている事を是非、市民や外国人の方にわかっていただければ、市民の方もこういうことをやっているのかと、色々な人間関係や自分たちの役割というものも見出す方もいらっしゃると思いますので、そういうところでは広がり等もできるのではないかと思います。できればその広がりの中でネットワークが、市民の中で支えあうネットワークができると、市だけの財政に頼っていると、市の財政が困窮化すると非常に難しいので、将来的には是非、市民運動として広がりを持てるような流れを作ってあげたらいいです。先ほど、自己肯定感を失くしている方が多いと仰いましたが、人間的な繋がりやネットワークなど、色々な人が支え合って生きていく、そういうことでやはり人間というのは自分の良いところも、人から認められるようなチャンスがあると、自分なりの肯定感がでるかもしれない、そういうところではネットワーク作りや色々な繋がり、市民活動の繋がり、ボランティア活動の繋がりなど色々な繋がりを作られるといいのかなと思いますけれども、人間関係の繋がりというものは一つの課題かなと思いつながりながら聴いていました。どうも、ありがとうございました。それでは次の課題に行きたいと思います。人権意識の高揚を図るための施策、市職員人権問題研修事業という事で、4 ページですね。職員課の方からお話を。

【職員課】

職員課です。お願いします。私からは市職員人権問題研修事業についてご説明いたします。この事業は職員の人権問題への認識を深めバランス感覚を身に付けさせることを目的として研修を実施しております。私共、市職員は人権と関わりの深い業務に従事しておりまして、市民の人権を守る役割を担うと考えております。このようなことから人権を守る役割においては、私共職員が重要な位置を占めていると考えております。この研修につきましては松阪市職員人権研修計画に基づきまして、障がいのある方の人権、女性の人権、子どもの人権、アイヌ民族の人権、高齢者の人権、外国人の人権、インターネット問題等 8 種類のテーマを設け選択型で全職員を対象に実施しております。本日もご出席の筒井先生にも外国人の人権で講師をお願いしている経緯がございます。事業予算としましては、謝礼金を中心としまして、16 万 8 千円でございます。目標の数値ですけれども毎回研修終了後にアンケートを実施しておりまして、そちらのアンケートの数値である理解度を 80%以上としております。また人権問題研修の受講者数ですけれども、先ほど申し上げましたように全職員を対象としておりまして、実績 8 回で 810 名となっております。評価といたしまして、目標達成度、実績 89.8%ですですので目標通り達成とさせていただきます。効果に対しても 8 回のうち 2 回は庁内の職員の講師となる研修をしていることもありまして、効果に対して適正な費用であったと考えております。施策への貢献度と致しまして、810 名の受講をもらったということで、貢献度大とさせていただきます。その他の成果と致しまして、この 8 つのテーマを決めさせていただいていますけれども、内容はその時々のお話となったものを講師の先生と相談しながら、毎回考えておりますので、今後も職員が意欲を持って受講できる研修を組み立て実施していきたいと考えております。課題点と致しましては、業務時間中の開催となりまして、どうしても業務の都合で受講できない、少人数の職場で都合ができないということがございます。それにつきましては、受講者職員が職場のミーティング等で情報を共有し、効果を落とさないということで実施してもらっているところでございます。以上私からの説明とさせていただきます。宜しくお願い致します。

【議長】

どうもありがとうございます。今のご説明に対してのご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【委員】

一点質問させていただく前に、この実施内容について正式採用職員がだいたい何名いて、非常勤の方が何名いるのか教えて頂きたいです。

【職員課】

病院職員を除きまして、約1,400名ということで、810名ですと57.9%位の受講率となっております。非常勤は正式な数字はないです。

【委員】

把握しておいてください。何故この質問したかと言いますと、実は毎年、もう今年、来年はやりませんけれども、私、個人情報のプライバシー、個人情報の取り扱いについて研修会を毎年2日程やります。全職員の内の半分、大体600名が隔年で出てくるのですが、それに全部出てくるのが正式採用職員です、京都市の臨時任用職員の方が個人情報を漏らしたものですから、守秘義務違反と損害賠償で訴えられた事件があります。研修会の時に、非常勤職員の方どうなのですかとお伺したら、非常勤はいませんという話だったのです。正規採用職員の方に講演して、課長さんを中心に非常勤の方も一緒に研修してくださいという話をしたのです。この実施内容のところに非常勤も含むと書いてあるのですが、これは本当なのですか。

【職員課】

非常勤職員としましても、窓口をする非常勤もおり、軽度の事務をする職員もいるのですが、非常勤職員が出席できなかつたり、出席者数としては非常勤職員すごく少ないのですが職場のミーティングや配布資料を回覧するなど情報共有をしてもらっているという状況です。

【委員】

そうすると、この非常勤職員を含むという言葉はちょっと誤解を招きます。これ取らないと、これは嘘だということになります。一部の非常勤ならわかるのですが、この表記だとすると非常勤の方全部している形になりますので、それは嘘を書いていることになります。これは虚偽表示になります。ですから、非常勤について一部の非常勤か、もしくは非常勤を取ってください。

【職員課】

はい。

【議長】

今言われましたように、非常勤の方にも色々通知するような話し合いをするという事は具体的にされているのですか。どういう研修の内容が、大事なポイントで、市の非常勤職員としてきちっと自覚してくださいというようなそういった話し合いはされているのですか。

【職員課】

特に非常勤向けにというのはないのですが、この人権問題研修の参加につきましては、各所属長に判断を委ねておまして、業務に支障がない限りということでおしておりますので、その内容につきましても、所属の中で参加をするかしないかというのを決めてもらっている状況でございます。非常勤に対して人権というのは特にしていません。全職員対象の中のことです。

【委員】

むしろ、正規採用の方はしっかり聞くからいいのです。非常勤の方は出てこないから人権問題を起こしてしまう。個人情報も不適切に扱う事になるのです。ですから、ここで入れてしまうと非常勤の方が全部受講して見えるので、これは少し書き方としては。課長さんがセクションの人を集めて研修をしているという意味はわかります。この形からすると、人権推進事業の一環としてやっているような形になりますので、本当に非常勤が出てきているのですか。私が見たときは出ていませんでした。個人情報の研修会の時に全くゼロです。毎年聴いている人はいいのです。出てこない人の方が問題なのです。

【議長】

それでは、他にご意見ありませんか。

【委員】

前回の会議の後、人権フェスティバルについてのアンケートを頂いて見せてもらっていたのですが、全体的にみると、一番働き盛りと申しますか、20代から50代位の方が参加されている方が少ないと思ったのです。皆さん仕事があって、日曜日なんかはとにかく大変だということで休んでいるのだと思うのですが、市の方はきっちりとした形で研修を受けて見えますけれども、一般の方はこれだけ毎日毎日、新聞やテレビで人権に関わった報道がされている中で、意外とまだまだその辺りの認識が少ないのではないかなという結果なのですが。ただ回収できたのが半数です。これですべてというわけではありませんけれど、どの様にしたらこういう人たち、中堅層というか、年代的に中堅の方に出てきてもらって人権についての意識等をもってもらうかというその辺りはなにか考えて見えるのですか。具体的に、企業の方への働きかけというのはされているらしいですが、私たち民生委員の場合、毎年研修を受けているわけです。そういうある程度一定のところについては具体的にされておりますけれど、一般の方というのはやはり、その辺りは受ける機会もない。市の広報を見て参加したというのが多いのです。市の広報というのはその効果が大変あると思います。なんとか工夫をしてもらって年代的に20代から50代の働き盛りの方に意識を持ってもらうために参加いただけるような働きかけができないかなと、これを見せてもらいながら思ったのですがいかがなのですか。大変難しいとは思いますが。

【事務局】

人権・男女共同参画推進課です。人権推進室の方が行っている講演会、映画会等の内容の資料で質問を頂きましたので回答させていただきます。委員の方の仰られた通り、内容は人権・男女の方でも苦慮するところがございます。何とかして本当に幅広い層の方が人権に関わる部分で講演

会等に来ていただきたいと、毎回計画する段階で考えている状況でございます。あと講演会の時の内容に関して該当する内容によって医療の内容であれば医療機関へポスター等を依頼します。一般向けの主婦層という形でしたらスーパーの方へポスター等をお送りし、年代の幅や若い方に来ていただきたいという部分は啓発資料の配布の方で努力しております。広報等で啓発はしているのですが、なかなか難しいところと考えております。また良いご意見ございましたらお聞かせいただきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

【議長】

職員課で研修を受けた方が広報で色々なことをしていくうえで、例えば出前講義、出前講座の様なこともされているのですか。

【職員課】

各職場に人権啓発推進員が一人ずつおりまして、その者が中心となって職場研修を実施している事業もございます。あと人権大学へ職員を一人派遣しまして、その者が知識を付けて職員に還元するという事も考えられるかと思えます。あとは、色々な知識や技術を持った職員が職員向けに時間外に自己啓発をして研修をするなども行っております。

【議長】

どうもありがとうございます。私たちも実は、出前授業という、高校に行って話をするのですが、そういった出前的な、待っていても来ないから外に出ていってその中で話をするというやり方も、こちらも勿論時間的な問題もありますけれども、その時間の調整もやりながらやっていくという方法もあるのではないかということで、勿論職員さんも話す内容によってはかなり慎重に考えないといけないと思えますけれども、そういう事で色々なアウトリーチ的な活動をやっていくやり方もあると思えます。

【委員】

やはりこの市というところからスタートするという事、こういう問題は特に、できるだけたくさんの方にこういうことについての意識を持ってもらうというか、質問させてもらっている私自身が、それに対して具体的に対案があるかというところを頭を抱えてしまうところですけど、本当にこれだけの方が参加されて、これだけの結果が出ているわけですから、中間層をなんとかもう少し来てもらうということを考えてもらおうかと。難しい問題を提起してしまっただけで申し訳ないです。

【委員】

対案というかそんな大袈裟なものではないですが、例えばいま、住民協議会が年1回は総会をやります。あるいはまたその役員や代議員としてみえる方も、やはり、いま言われた年代層も多数みえます。消防団なども。それからその人たちの年齢層は広いですけども、若い方々が、どうしても行かないといけないというところで、1時間の講演を聴くというよりは、例え30分でも、ご存じかと思えますけれども人権擁護委員の方で、皆さん中学校の方々に人権作文を夏休みの課題として、大変お世話になっているのですが、素晴らしい中学生の方々の人権作文です。優秀な作

品もありますが、それに関わらず人権のことを真剣に、そこにはお母さんの事、祖父母の事、地域の事、色々な事が絡み、そして、当然学校のことも、いじめ問題も、自分がいじめを受けていた、いじめを傍観している自分であってはならない、色々なことで素晴らしい作文です。私いつも自分の協議会で、ああいう作文を一回でも、皆さんに紹介するだけでも人権のあらゆる角度から、考えられるのではないかと思います。ですから、前も提案しましたが、やはり住民協議会に対してそういった意識のあるところはどんどん形を変えてやってみえると思いますが、全くないところもあるのかなと思うこともあり、うまく時間を活用して、何か別のものをする、なかなか出席というのは難しいです。何をしても人を集めるというのは至難の業で、難しいですが、総会なりあるいは定期的に行われる、若い方が寄っていただけるようなところを、よくそこで知恵を出していただいて、それぞれの現場でそういった事もやっていかないといけないという事は大事だと思います。

【委員】

世代が段々と、学校では相当しっかりとやっていただいていますので、そういう子どもたちが段々と大きくなり、世代が進んでいけば、相当変わってくると思いますけれど。

【議長】

今、委員の方から話が出ました、若い世代、中学生、高校生など、そういう人たちが色々な思っていることを、どんどん市民に話していけるような、若さのエネルギーをどう活用するか。私たち大学でも、若い人たちがボランティアに行くなど、色々なイベントを行うのです。若さに任せてやっていく部分もありますが、どうでしょうか各課の中で教育の方いらっしゃいますか。学校との繋がりなど、その辺りで若い力を行政と繋いでいき、市民への啓発というか、広報に繋げていくそういう選択もあるのではないかと思いますでしょうか。

【学校支援課】

学校支援課です。サミットの時も県の主催で桑名であるとか、伊勢志摩の子どもたちが参加した、あるいは松阪におきまして、昔になりますけれどもライオンズクラブ様にご支援いただきまして、市民講座という形で発信したこともありました。いま、各校区におきまして、例えば人権講演会であるとか、小、中学校が連携する中に保護者の方も入っていただいて発表するなど、まちづくり協議会でいうところまでの規模には至ってないかもしれませんが、例えば、警察の方との連携という事で、いま、オレオレ詐欺という、不適切な言葉かもしれませんが、お年寄りに対して子どもたちが訪問をするという取り組みをなさりたいというのが現状ではある。

【議長】

イベントで、例えば人権講演会の前に若い人たちの色々な意見を出せるチャンスや、中学生や高校生などに、講演会の終わった後に話をする機会など、そういうことをやってもいいのではないかと私は思うのです。そうしないと難しい話を専門家の方が一生懸命頑張ってされるのですが、それだけで終わっていくと知識でわかる方がいいと思いますけれども、そういう繋がり方で、若い人たちがこういったことを考えているのかみたいな、そういうところで繋がっていくような、市の講演会やイベントの作り方みたいなものもかなり考えていったらどうかと思います。いわゆ

る一般の中学生や小学生、高校生が話す中で聞く方も繋がりを持っていたら話も弾むのではないかと思います。どうでしょうか。

【事務局】

今日は人権まなび課が来ておりませんが、人権まなび課の方では子どもたちを対象にして、人権文化フェスタなど、そういった形で子どもたちの部分の催し物というものもしていただいていますので、そういった形での活動も実際はしております。人権・男女共同参画推進課の方は一般の市民の方を対象にしておりますので、なかなか先ほど言われた若い世代というのは来ていただくのは、私共としても来ていただきたいという思いを持っており、色々なPR方法をその都度考えながら、先ほど課長の方から申し上げましたが、広報だけではなく、モニター広告や、回覧板を回す、チラシを送付する、ポスターを貼らせていただくなどの努力はさせていただいているのですが、なかなか若い世代にお越しいただくのは難しい、学校の方も、高校の方へも送らせて頂いたりもしておりますので、高校生がお越しになることもございます。そういった形で、こういった形が一番効果的なのか、今後も検討しながら進めていきたいと思っておりますので、ご理解の方お願いしたいと思います。

【委員】

私は中部中学校区なのですが、花岡や山室、松尾小学校の子が人権委員として劇をやったというのはお聞きするのですが、いま言われています住民協議会、私は花岡地区なのですが、やはりその住民協議会というのは参加する方が決まっているのです、総会なども、代議員や役員だけが参加できるのであって、私たち代議員や役員になっていないと、総会には行けない状態ですので、その様なところもあるのではないかと。その住民協議会というのは、私も年ですけど、年配の方が役員なり、代議員に皆なってみえるので、私も総会にお邪魔した時に思いましたが、若い方の議員の方もみえませんが、役員も皆お年寄りですので、その住民協議会の若い人の意見というのは少し難しい、花岡地区はそういうところなんです。やはり他の地区も似た状況なのではないかなと思うのですが。

【委員】

それはないと思います。私のところも、世帯として、住民協議会の全世帯にしても、もともと若い方も、年配の方も少ない世帯ですけど、代議員になったから喜んで総会に行くということは少ないかもしれませんが、年1回にしても、私の所は若い方が多数です。各部会も、自治会長さんというと、ある程度60代など高い年代になってしまう場合もありますが、各委員会など若い方が大勢います。

【委員】

委員会になると学校関係のPTAの方にも入ることもあるので、若い方もみえます。

【委員】

PTAはPTAでそこに会長や副会長が入っている。住民協議会の形としては自由なのです。そこで貴方たちのやりやすいように、貴方たちでしっかり地域の事を考えなさいという協議会ですので、

花岡地区の場合もそういう場合と思いました。元気事業で発表やイベントなどが年 1 回ありますけれど、すごく若い力がそれぞれ頑張ってみるところもあります。多いと思います。先ほど言われましたけれど、待っていても誰も来ないです。来てくださる方は、またかと思いますから、やはり大事なことです。啓発するにしても、なんとかそういう地元の大事な組織の中から芽生えていくといいかと、いつも思うのですが、実際に行ったのかというと努力はしているのですが、なかなか出来ないのが現実です。しかし聞けばそういう若い方の人権に対する思いを何かから触発されます。40 代、50 代働き盛りでそれどころじゃなくても、子育てのことで悩みもあります。ご夫婦のことで悩みを持つ方も多いので、しっかりと寄り添っていける組織が大事なかなと思います。

【議長】

住民協議会というのは松阪市の特徴ですから、それをどういう形で活かしていくのかということも大きな考えどころではないかと思います。津市には住民協議会というのは無いのです。そういうところでは町内会単位ですから広がり方も弱いです。

【議長】

次に行きたいと思います。4 番の多文化共生社会の実現のための施策ということで、事業名が松阪市ホームページ管理運営事業ページは 3 ページです。情報企画課お願いします。

【情報企画課】

情報企画課です。宜しくお願ひ致します。では、ホームページ管理運営事業について説明させていただきます。松阪市ではホームページを通じまして様々な情報を伝えておりますが本計画におきましては、視覚に障がいのある人や高齢者、外国人住民に情報格差を生じさせないように使いやすく、わかりやすいホームページを作成、運営することを目標としております。そのためには次世代に期待しているのですが、音声読み上げ、文字拡大、自動翻訳のシステムを導入しております。具体的にはトップページに文字のサイズを、標準、大、最大の 3 種類に切り替えられるボタンを設置しました。またどのページも音声読み上げができるようにするボタンも設置しております。また外国人住民の方の為には、すべてのページを英語、中国語、ポルトガル語、フィリピン語に翻訳するための機能を備え付けております。次の事業予算につきましては、平成 27 年度はホームページのサーバーの管理やメンテナンスの費用を挙げさせていただいております。平成 29 年 2 月 1 日にホームページをリニューアル致しました。これは平成 28 年度の予算で改修をさせていただいたわけなのですが、この際も従来のホームページと同じく文字の大きさ、音声読み上げ、翻訳機能も付けました。加えて背景の色、視覚に障がいのある方のために、背景の色を白、黒、青の 3 種類に切り替えることができるような機能も持たせてあります。それからまた、リニューアルにあたりましては、日本工業規格にアクセシビリティという品質基準があるのですが、そのレベル A、AA、というのを満たすよう努めております。目標評価という点におきまして、ホームページに関する見にくいといいますか、分かりにくいという苦情はほとんどいただいておりますので、目標通りに達成できたと評価を出しております。最後に課題、問題点のところですけれども、災害時にどなたにでも緊急情報が正しく伝えられるような取り組みが必要であるかと考えております。翻訳機能の充実もその 1 つと考えております。職員がデータを更新しておりますの

で、このアクセシビリティという点を職員が理解できるように研修も進めていきたいと考えております。以上でございます。

【議長】

どうもありがとうございました。今のご提案に関して質問やご意見がございましたら。

【委員】

翻訳等のことが挙がりましたので、少し確認と情報提供と言いますかお願いなのですが、中国語、ポルトガル語、それから英語、フィリピン語に自動翻訳の機能を入れて頂いているということなのですが、松阪市のホームページを私時々拝見するのですが、すごく見やすく、日本語の文章がすごく読みやすく短文中で書いていただいているので、文章を自動翻訳にかけたらまだ精度は上がるのかもしれないのですが、自動翻訳そのものに、自分たち自身が分からないではないですが、きちんと翻訳できているかどうかという落とし穴があり、以前外国人の方を前にして、他の市役所の方が、自分の所はこういう事をやっていますと言われたのですが、皆笑うのです。そうしたら、変な文章、その国の言葉で読むには全然文章になっていないのです。どうやらそれが、現実のようです。文章を翻訳するのが非常に弱いみたいです。単語を翻訳してくるのは、自動翻訳のシステムで良いらしいのです。先日ありました、国際化推進会議の中で、防災の担当の方も来ていただいていたので、お話をさせていただきました。災害の情報が自動翻訳に頼られてしまうと、大変な混乱を生じることがあるかもしれないので、その辺は協議をしながらどうやって情報を発信していくかというのをお考えいただければいいのかなと思いました。ホームページはすごくわかりやすく、私は読みやすく良いと思っています。以上です。

【委員】

我々もインターネットの自動翻訳を使うのですが、いい加減ですよ。ただ、最大限今の技術でできる範囲で、松阪市は、今の技術で最高水準の翻訳機能を使っているのでしょうか。

【情報企画課】

はい、そうです。

【委員】

ですから、技術的な問題もあるのです。

【委員】

一度見てもらうのもいいかもしれないです。私たちでは残念ながらわからないので。

【委員】

取り込むときに、昔は80%位しか読み込めなかったのですが、今は90%位コピーできるようになっています。

【委員】

多分、2020年に向けて全て、今上がってきていると思うのです。

【委員】

翻訳機能も多分最新バージョンを使わないと、初期の方は無茶苦茶です。

【委員】

お金はかかりますが、最新バージョンでお願いします。

【議長】

翻訳がうまくできているかのチェックはどのように課の方ではされているのですか。

【情報企画課】

私たちが外国語に全て翻訳されたものかどうか、正しいかどうかははっきりとは言い難い部分があるのですが、現在のシステムで約7割は正確に翻訳されていると認識はしております。

【議長】

その確認はどのようにされていますか。

【情報企画課】

確認は、その翻訳ソフトのメーカー、そういうシステムなどもそちらの人はそういった話をしております。

【議長】

例えば、松阪市に住んでいる外国人の人たちで、日本語もわかる人たちがいらっしゃると思うのですが、その人たちの団体にそれでいいのかどうか確認の手続きをされているのですか。

【情報企画課】

今はやっていないです。

【議長】

是非それをされた方がいいと思います。どうでしょうか。

【情報企画課】

考えておきます。

【議長】

それをしないと、色々なミスで、災害時に混乱してしまい、外国人の人たちから、どうしたらいいかという質問が来るなど、大変な仕事になってしまうと思いますけれど、是非よろしく願います。

【委員】

細かい話で申し訳ないのですが、事業予算のところなのですがこちらの方はこの額という事ではよろしかったでしょうか。25 億円位ありますけれど、左の 2 ページも。

【議長】

250 万円という事ですか。

【情報企画課】

平成 27 年度は合計 4,210,316 円で円単位でございます。申し訳ございません。

【議長】

次は、バリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで、手話普及啓発事業、障がいあゆみ課の方からお願いします。

【障がいあゆみ課】

障がいあゆみ課です。手話普及啓発事業でございます。聴覚障がい者向けのコミュニケーション支援の一環という形で、手話は言語であるということで、平成 26 年に手話条例が施行したという事を受けましてこの事業を展開させていただいております。目的としては手話の普及啓発そして、手話に関わりやすい環境を構築していくのだというのを目的にしております。内容的には、平成 26 年に施行しておりますので、翌年という事から施行 1 周年記念事業ということを踏まえまして進めていくという事と、あわせて手話条例で定めております、松阪市手話施策推進会議というものを設置しまして、関係者による普及事業等の議論をしながら前に進めていくという体制を作っていました。目標実績につきましては、企業等手話研修推進事業は、ほぼ初年度に近い状態でありましたので、2 件という形で市内の企業さんに手話に対しての研修をしていただいたという形になっております。また市民向けにさらに手話について広めていきたいという事を考えまして、8 月と 1 月には、記念事業としまして、講演会あるいは、映画会を上映させて頂いております。その結果としまして、8 月は映画会でありまして、その内容は「ゆずり葉」という映画を上映させていただいて、市民の方 280 名の方にご参加頂きました。また 1 月にはその「ゆずり葉」に出演していただいた俳優、監督の方をお迎えし、その裏話、あるいはその話を通じてやはり手話の言葉としての重要性を皆様に普及啓発をさせていただいたとなっております。480 人の方々に来ていただいた結果になっております。目標の達成につきましては、目標通り行ったのかなという考え、目標はなかなか設定をし難かったのですが、思う通りに行ったのではないかという評価をさせていただいております。また、貢献度につきましてもやはり大きく前進しているのではないかと判断しております。その他成果としまして、この手話施策推進につきましては、やはり広く市民の方に知っていただくことが重要だという事から、小学 4 年生が、ちょうどこの時期 4 年生になりますと総合学習という形の中で手話や点訳と点字等の福祉のコミュニケーションのあり方の勉強の機会がございますので、小学 4 年生を対象に手話の普及啓発ポスターを募集してまいりました。その結果としては 306 の作品が応募頂きました。また先ほども申し上げましたが、重ねて申し上げますが、企業等への手話研修についても、2 社でございますが大変興味深くしていただいたかなと思っております。またここには記述はさせていただきませんでしたが、27 年度につ

いては、市の出前講座という事業がございます。出前講座につきましては2種類の講演、演題を持ちまして15回派遣をして、講座をさせていただいて述べ986人という1000人近い状態の方々はこちらに触れて頂きました。また私たち職員に対しても6回、職員を対象にした研修でございますけれども209人の職員に、勉強の機会を与えたのではないかと考えております。問題点課題点につきましては、手話は言語である認識を市民に周知していくということが課題でもあり、問題でもあるのではないかと認識させていただいております。以上簡単でございますがご説明とさせていただきます。

【議長】

どうもありがとうございました。松阪市が手話条例を作りまして、また聴覚障がい者団体も手話を言語だと認めてほしいということで、認めてほしいというよりも、認められているのですけれども、言語として普及していきたいというような事をお持ちです。こういう話はどうですか自立支援協議会あたりでお聞きになられていますか。

【委員】

自立支援協議会としては特にはないと思います。私も役所の関係で来月また、ハートフルみくもで県の福祉大会をやりますよね、招待はきていますけれども。県の方も先日から、皆テレビで知ってみえると思いますけれども、知事の答弁に手話通訳を横でしていただいております。県庁ではこの4月から正式に動くらしいですけれど、それに先立ってということで、条例として放送するのは4月になるらしいので、それに先だって県議会議長と知事の横で同時に手話通訳をやってみました。松阪が一番先駆けて条例を作ってしていただいたので、県内の中でもかなりのところが条例化されてきています。

【議長】

それでは時間の関係で次に進みたいと思います。人権課題解決のための基本施策ということで、(1)の同和問題のところで人権保育推進事業ということでこども未来課の方からお願いします。

【こども未来課】

こども未来課です。よろしくお願ひ致します。それでは49ページでございます。人権保育推進事業で、これにつきましては保育園、幼稚園での保育をするなかで人権を大切にする保育を推進していくために、職員研修、また保護者に対する啓発活動、各関係機関との連携を深めていくものでございます。こども未来課が主催致しました、保育園人権研修といたしましては、平成27年度6月に実施をしております。事業予算と致しましては、146,000円でございます。こちらは研修講師代でございます。参加人数につきましては483名の参加がございました。テーマと致しまして命は宝ということで命をテーマとする演題でございました。自己評価のところでございますけれども、目標の達成度につきましては、開催につきましてはできるだけ多くの保育士が参加できますように、比較的参加のしやすい金曜日の18時30分からと設定をさせていただきまして、目標通り達成したと評価をさせていただいております。また費用につきましては146,000円の講師料でございますので、適正な費用だったと考えております。また保育に活かせるヒントを得られるという場でもありますので、貢献度と致しましては大という判断をいたしております。問題点課題

点につきましては、平成 28 年度も 6 月に開催をしているところですが参加者につきましては増加しておりますが、研修の内容につきましては教育現場ではどう活かしていくのかという検証が不十分な面もあるかと考えています。また予算内におきます、講師の選定料がなかなか厳しくなっているというところが問題点として考えているところです。簡単ですが説明とさせていただきます。

【議長】

どうもありがとうございました。それでは、ご意見ご質問ありませんか。

【議長】

研修の費用として、146,000 円使われていますけれどもそれでも予算内の講師の選定が年々難しくなっているのですか。

【こども未来課】

この講師の選定につきましては、講師派遣業者を介しております。その中で私共、人権保育に対する講師さんという中で、この予算の中でうまくマッチングできる方を選ばせていただいているのですが、毎年毎年になってきますと、人選の方で難しい面が出てきているのが事実でございます。

【議長】

講師派遣業者というのはどちらの方ですか。

【こども未来課】

システムブレインという専門の業者がおりまして、そこへ私共のほうからこういったテーマで、対象はこういう者でという内容で、研修の講師派遣を依頼しております。

【議長】

もう少し安価な人権派遣の候補というのは無いのですか。

【こども未来課】

483 名の参加ということで講師を招いてやっているのですが、これ以外につきましては、保育園職員の中の人権研修会ということで、お金のかからない講師、色々な口コミや人伝にお願いしまして、これとは別に年 2 回講演会をやっております。それについては、講師として費用のかからない方をお呼びしてやっているものも、これと別にございます。

【委員】

1 回で 14 万は、はっきり言って、高いです。

【議長】

はっきり言ったら高いです。これは非常に高いです。

【委員】

6時間講演して、10万円ですよ。

【委員】

業者さんが入ってきますから。どうしても。

【議長】

経済的に安い所や人権・男女共同参画推進課の方に相談するという事で経済的な問題を解決できるのではないかと思います。

【こども未来課】

わかりました。その辺りは業者任せではなく、そちらも検討させて頂きたいと思います。

【議長】

よろしく申し上げます。他にご意見ありませんか。

【委員】

子どもたちを通じて、子どもたちに対する研修といったものはここに書いてもらってありますけれど、保育士やそれから幼稚園の先生方も研修をされるわけですが、この研修を通じて保護者の方に働きかけるというような事は具体的にされているのですか。

【こども未来課】

保護者の方につきましては、各園の対応なのですが、例えば、園での保護者の方を対象にしたお話の会など、人権と言いますかそこまで堅苦しいものでなくとも、いわゆる尊重しあう、子ども同士仲良くするなど、そういったわかりやすいテーマを持ってそれぞれ各園の方で取り組んでおります。

【委員】

それも各園のほうで具体的に保護者の方に対して、ご対応をされているということですか。ありがとうございます。

【議長】

今、ご指摘があったように保護者の方にどのように、人権啓発をやっていくのかそのポイントも是非お願いしたいと思います。虐待など、色々なことが起きておりますので、そういうところではよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。次に行きたいと思います。女性の人権という事で、まず女性保護事業、53ページの所お願いします。こども未来課ですね。

【こども未来課】

こども未来課です。よろしく申し上げます。女性保護事業という事で説明をさせていただきます。この事業 DV 被害を受けた女性を始めといたしまして、保護や支援の必要な女性の方々の相談に応じ

ております。DV 被害の他に離婚問題やひとり親になった場合も手当等を教えてほしいなど、そのような相談もございます。また相談員のスキルアップを図るために各種女性相談所等が開催しております、研修にも参加しているところでございます。事業予算なのですが、27 年度実績で 171,000 円というところにあります、ほぼ啓発物品の購入でございます。ウェットティッシュあるいは、ポケットティッシュを購入いたしまして街頭での啓発活動にあたっていただいております。今年度も 11 月啓発あるいは県の福祉事務所、また人権擁護委員さんのご協力を得まして松阪駅前と伊勢中川駅の方で啓発活動をさせていただいたところです。目標といたしまして、相談件数というものを挙げさせていただいております。1,213 件という事で昨年度の実績を挙げております。括弧内は新規と書いておきながら括弧を書いていないのですが、申し訳ございません、264 件新規の相談があったものでございます。評価と致しまして、達成度、1,200 件目標で 1,213 件相談ということで目標通り達成と書かせていただいたのですが、多ければいいのかという問題でもあります。相談は少ないほうが良いのではないのかという意見もあろうかと思いますが、少ないという事は相談しにくかったのではないのかということもありえますし、相談が多ければいいのかということは、社会的にそういった女性相談が増えてくるというのは、困ったことなのではないかというところがございます、評価の方難しいところではあるのですが、目標通り達成とおおむね達成の間くらいかというところで、目標通り達成と書かせていただきました。効率性につきましても適正であったと評価させていただいております。また新規相談等行かれているところで貢献度大と評価させていただいております。問題点ということで DV 等によって一度警察等保護された方が加害者の男性宅へ戻るというケース、皆様もニュースや新聞等でそういったケースをご覧になることが多いかと思うのですが、そういうことが増えてきているという状況もございます。警察や女性相談所等と連携しながら、きめ細やかな対応をする必要が求められていると感じているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【議長】

どうもありがとうございました。それではご質問ご意見ありませんか。

【委員】

この DV 被害を受けた女性を保護する支援施設というのは、松阪にどれくらいあるのですか。

【こども未来課】

松阪にはございません。

【委員】

そうすると一時保護した女性が後日自らの意思で加害者男性宅へ戻りというのがありますけれど、保護する場所というのはどこなのですか。

【こども未来課】

大体は警察に駆け込まれるということが多いです。そうすると施設がどこにあるのか、どういった経路でということの説明させていただきます。現状でどれだけあるかといいますと、県には女性相談所というのがございます。そこと警察が、女性が相談するところという事になるかなと思

います。

【委員】

どこにあるという場所を特定しなくてもそういう施設はあります、とは言えますよね。松阪には無いのですか。

【こども未来課】

三重県としてございます。

【委員】

県には何カ所かあるのですか。

【こども未来課】

三重県として、女性相談所は1件ございます。

【委員】

相談所ではなくて逃げていけるところというのはあるのですか。

【こども未来課】

女性相談所の中に一時保護施設が併設されています。

【委員】

それは、松阪市へ相談にみえたらそちらの方へ手配していくという形ですか。

【こども未来課】

警察の方からそういう形になります。

【委員】

警察からなのですね。松阪の窓口相談にいらしたら警察へ回すわけですか。

【こども未来課】

こちらとしては、相談を受けた場合、当然ストーカー防止法など警察の範疇になってくるかと思えますので、警察へご相談という形になると思います。

【委員】

その警察へ行って相談して下さいということで、丸投げするということですか。

【こども未来課】

丸投げというか、当課と生活安全課というところが連携しておりますので丸投げするということではありません。こういうご相談がありますということで、お互い連携しながら話をしていると

ころです。

【委員】

そうすると、警察へ行ってくださいねということだけですね。

【こども未来課】

だけという言い方は思うところありますが。

【委員】

正直、そういうことですね。行っても、結局あれだけ大きな犯罪に繋がっていくという事もあって、根本的な解決にはなっていないですよ。そういうことをきちんと教育してもらわないといけないですね。

【議長】

今、ご意見がありますけれど、教育の問題やご本人の色々な話をカウンセリングみたいにお聞きする、色々なことで相談にきて、ご本人も不安な状態であって困っていると思いますので、そういうことの精神的なフォローをどうやるかというところで行政の役割というのはどういうことをされているのですか。

【こども未来課】

当然心配のご家庭の訪問を行う、定期的に電話をかけさせてもらって状況をお聞きするなど、そういったことは相談件数の中で進めているところです。

【議長】

相談があったところには出向いて行き、色々なお話をお伺いするなど、相談に乗られているという事ですね。

【委員】

外国人の女性の方で DV 被害に遭われている方の相談を国際交流財団でも受けることがあります。その場合、今ですと女性相談所に繋いでいますがそれでよろしいのでしょうか。

【こども未来課】

はい、問題ないかと思います。当然女性相談所と私共も連携をしておりますので、松阪市内でこういったご相談があると、当然私共と女性相談所の中では話をさせていただくということがあろうかと思いますが、それで問題ないかなと思います。

【委員】

ありがとうございます。

【議長】

警察以外で市民活動として何か松阪市で人間的な繋がりの中でフォローしていくというような動きは無いのですか。そういう方向性を探るといふ。

【こども未来課】

今のところ女性相談につきましてはあまり聞かないです。

【議長】

そういうことを行政として仕掛けていこうというような事はないですか。

【こども未来課】

今のところ申し訳ないですがそこまで考えていません。

【議長】

そうなるのかなり厳しいですよ。DVを受けている方というのはフォローが難しいです。

【委員】

行動計画や施策の方では、松阪市は人権被害を受けたときの相談、救済の欄がみれて、救済の方には、女性の弁護士さんへの紹介、それから女性の弁護士さんと相談事業というのが入っていたと思うのですが、それはもう無くなったのですか。

【事務局】

人権・男女共同参画推進課です。女性の相談というのは、人権・男女共同参画推進課の方で弁護士相談の方も受けております。プラザ鈴のほうでも相談があれば弁護士の方を紹介させていただいて受けて頂いております。

【委員】

そうするとここには見えてこない別の事業があるのですね。女性の弁護士に相談するというものが。

【事務局】

人権擁護、救済のための施策という事であります。

【委員】

では、別の方で解決できるのですね。女性の弁護士さんに相談を受ける、救済を受けるという事業があったのです。

【議長】

よろしいでしょうか。それでは次で、地域子育て支援拠点事業ということで、こども未来課の方からお願いします。

【こども未来課】

それでは 52 ページでございます。地域子育て支援拠点事業で、この事業につきましては松阪市内 5 カ所でございます、子育て支援センターにおきまして、幼稚園、保育園等に未就のお子さんと保護者の方に対しまして、遊び場を提供すると共に、育児不安等の子育てに関する悩みなどにつきまして、保育士が相談に応じる業務を行っております。目標実績は、平成 27 年度の利用者の延べ人数でございますけれども、保護者、児童合計致しまして 27,915 名でございます。保護者の方が 12,866 名、子どもが 15,049 名でございます。また各支援センターにおきましては、月 1 回支援センターたよりというものを発行しております。配布先につきましては保育園、幼稚園や他の支援センター、また健康センターや保健所、図書館、地域振興局等に配布しております。自己評価の部分でございますが、目標の達成度これにつきましては、情報発信という事で月 1 回のたよりの発行ができたという事で、目標通り達成とさせていただいております。また、効率性につきましては、前予算は 16,217,000 円でございますけれども、これは約 7 割が非常勤職員の賃金でございます。適正なものだったと考えております。また年 1 回、利用者さんにアンケート調査を実施しております。そこでは満足度の検証をしておりますので、貢献度を大という事にさせていただきました。問題点、課題につきまして、先ほども申しました通り、幼稚園や保育園にはいかれていないお子さんとその保護者の方を対象としている事業であるため、特に夏休み等につきましては、上のお兄さん、お姉さん、小学校に行かれています方が来館される場合があるのですが、そこにつきましては、事業の趣旨というところから、次回からはご遠慮くださいということをお願いしているところでございまして、このことにつきましては大部分のご理解を頂き進んできたところでございます。以上でございます。

【議長】

どうもありがとうございます。ご意見ご質問ありませんか。

【委員】

何回もすみません。外国人の方全部の施策に関係してくるものですから、外国人の方々の利用というのはどういう状況かわかりますか。

【こども未来課】

正確な数字は把握しておりませんが、ほとんどないという状況となっております。

【委員】

外国人の方々は、お母さんの持っている、お母さんは自分が育った子育ての仕方です。子どもを育てていく傾向にあります。日本に居ながらにして、お母さんがブラジル人だと、ブラジルの子育て。フィリピンの人だとフィリピンの子育てが家庭の中でされていくことがある。なかなか日本のやり方というのを知る機会が無いのです。早くからこういうところを利用できることになることで日本の色々なシステム、相談できる、こういうことを、教育システムもそうなのですが、色々なことを情報収集できる場になっていくと思いますので、非常勤職員が雇用できるという話もありましたので、その中に言葉のできる方などにも入っていただいて、なるべくこういうところに引き込むというか、呼び込んであとになって知らなかったやわからなかったという前に、こういう

ところで、日本の色々なことを学んでいただく機会にさせていただけると一番いいのではないかと
思いましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

【こども未来課】

健康推進課ですと、乳幼児の訪問というものをやっておりますけれど、その中で子育て支援センターというところもまた連携の中で、色々周知をさせていただきたいと思ひます。また保育園の中に通訳がいる園もございます。下のお子さんがお見えになったりする場合がありますら、保育園等を通じて支援センターというところがあるよということは、また周知を検討していきたく
と考えております。以上です。

【委員】

是非検討していただきたいのが、非常勤職員さんの中に言葉のできる人がいるという事なの
ですね。日本人ばかりのところはやはりハードルが上がるのですが、少しでも言葉のわかる人が
いると頼れる、相談できる、聞けるかなという気持ちが出ると思うので、大きなことになる以前に
そこで解決していけるような体制というか、環境が作れるといいかなと思ひましたので、また今後
そういう人材もまだいるかどうかわからないですけど、いらっしゃるようであれば検討いただ
けたら有難いと思ひます。

【議長】

今のことは是非ホームページに載せて頂けると、外国人の方が利用できるように通訳の方もいるよ
うな、そういう松阪市の特徴というのか、色々な外国の人も一緒になってこういう事業を活用出
来るような形にしていくといいのではないかなと思ひます。

【こども未来課】

先ほど、おっしゃられた人材を見つけるところもありますので、今後検討させていただきます。

【委員】

すごく大事だと思うのです。外国の人はいつでもトラブルが起きてからいらっしゃるので、トラ
ブルの対応をするしか私たちもできていないのですが、もっと早い段階でこういうことが分かっ
ていたら、横の繋がりが出来ていたら防げることがあったのではないかなと思うと、なかなか日
本の社会の中に入っていけていないと思ひますので、ご検討いただけたら有難いです。

【議長】

よろしくお願ひします。

【委員】

私はセンターのお便りにも、もりのくまさんなどやってみえるのかというのを見るのですが、広
報に載るのですよね。外国人の方も広報は手にされるのかな、自治会へ入ってみえると、色々あ
りますね。

【委員】

翻訳してあるのかな。広報全部は難しいから大事なところだけチラシみたいに翻訳してもらうなど。

【委員】

地域で自分たちも同じようなお子さんがいて声をかけられるといいけれど、なかなかその横の繋がりもありません。娘も言っていましたけれど、日本では育てにくいとダブルの子どもは、そんな感じがずっと抜けきらないような状態でいますけれど。向こうはメルボルンで育てていますけれど。英語圏ですけどね。

【議長】

外国語で書くなどその辺りの工夫をお願いします。次、子育て支援ショートステイ事業を54ページお願いします。

【こども未来課】

こども未来課です。子育て支援ショートステイ事業について説明させていただきます。緊急一時的に保護を必要とする場合ということで、例えば保護者の方の病気や、出産などそういった場合になったとき、一時的に児童を保護し、養育委託、保護委託を致しまして、そのご家庭の福祉の向上を図るものでございます。近隣の児童養護施設や母子生活施設と契約致しまして、緊急一時的に保護が必要になった児童や家族の支援を行っております。昨年の利用件数は2件ということで、延べ28日となっているところでございます。目標通りに数字的には達成をしておりますが、これも申請を頂いてという形になりますので、この目標というのにも適切かというのもあります。問題点と致しまして緊急時に対応できるように、あらかじめ複数の児童養護施設や乳児院等の施設を確保しておく必要があるというところがございます。松阪市内には児童養護施設というのはいないという状況です。一番近いところで多気にある「聖の家」がございます。あと津にある「里山学院」や「たるみ児童福祉会館」などという形になるかと思いますが、松阪市内にはないという現状がございます。以上でございます。

【議長】

どうもありがとうございました。それでは、ご質問ご意見ありませんか。

【委員】

目標が3件で、実績が2件ですよ。例えばすごく依頼があって10件ぐらいお願いしたいと言われた場合、予算が無いから出来ませんと言われるのでしょうか。

【こども未来課】

実際、平成28年度3世帯ということで設定しているのですが、現時点2月で5世帯いただいております。当然その場合では、補正予算では対応してという形になるかと思いますが、こちらでは出来ませんという形にはならないと思います。ショートステイに関しては児童相談所とも連携しております。児童相談所の一時保護でお願いできないかどうかという場合もございまして、そ

これは児童相談所もわかって対応しているというところでございますので、そのような対応で出来ませんという事にはならないかなと思います。

【議長】

それではいいでしょうか。時間の関係で急ぎます。子どもの人権という事で、家庭児童相談事業、こども未来課、50 ページ。

【こども未来課】

続きまして、家庭児童支援室の方から説明させていただきます。家庭児童相談事業という事で、家庭における児童の養育にかかる諸問題、身体上、精神上の障がい、しつけ、非行、虐待などの相談を行っております。また、子どもの虐待、要支援児童に対して、適切な対応が取れるように保健、医療、福祉、その他団体でネットワークの強化を図っております。これは松阪市児童支援連絡協議会というものを作っております、その中で虐待に対する早期発見、早期対応に努めているところがございます。実施内容といたしましては、家庭における諸問題に関しまして相談員が相談に応じているところがございます。関係機関、学校さんや保育園、その他からも通告その他、各家庭の相談ということに対して相談員が対応しております。11月には虐待防止月間と致しまして、パンフレット等の掲示、市内での啓発物品の配布などを行っているところがございます。相談件数と致しましては、27年度実績で209件。28年度250件程度を目標というか想定しているところがございますが、実際2月15日時点で148件程度の相談件数となっております。これも女性保護事業と同じで多ければいいのか、少なければいいのかというのは、なかなか判断が難しいところがございますが、実質、昨日、今日も児童虐待のニュース、新聞紙面等でご覧になったと思いますが、皆様方の虐待に対する認知度というのが高まってきており、また、相談の窓口に関しまして以前こども係あるいはこども未来課というところであったのですが、色々な相談窓口が出来てきて、色々なところで相談してみえて相対的にここへの相談自体が減ってきているのもあるのかなというようなイメージもしております。評価といたしましては目標通り達成というところで考えております。費用に関しましては相談員の雇用あるいは、啓発物品という形で支出させていただいておりますが、適正であったと考えております。施策への貢献度というところで何とか見守りを行いながら、重大な児童虐待に行かせないというところで効果大と出させていただいております。問題点と致しましては、個々のケース年々家庭事情が複雑化しておるところでございます。また迅速かつ適切に対応するために、ますます学校、保育園、医療機関、その他関係機関等との連携が必要になってくるということを感じております。以上でございます。

【議長】

どうもありがとうございました。それではご意見ご質問ありませんか。

【委員】

これは、家庭児童相談室の相談窓口はどこにあるのですか。

【こども未来課】

松阪市役所1階の10番の窓口になっております。

【委員】

相談員の方は何名位みえるのですか。

【こども未来課】

相談員は、保健師 1 人、女性相談の資格を持った非常勤職員 1 人、それと小学校から派遣されている教師 1 人、社会福祉主事の資格を持った私、あと担当監も社会福祉主事の資格を持って対応しておりますので合計 5 人です。

【議長】

相談場所に関しては、プライバシーの問題、個人情報の問題も色々あると思いますが、市役所の中で具体的にどのようにしておりますか。

【こども未来課】

相談スペースに関しましては、私共の家庭児童支援室は隔離されておまして、扉を閉めると部屋が出来る形になっており、あと面接室を 2 つ持っておりまして、2 つとも扉を閉めて外に漏れないような形で対応できるという形になっております。3 か所相談室を準備して、急に人数が来てもいいような体制を整えております。

【委員】

問題点のなかでも、関係機関と連携の強化をしていく、色々なケースがあって、それぞれ虐待について知っている団体もあれば、全然そういうことは入ってこないところもある。保健、医療、福祉、教育、地域関係機関、団体等をネットワークしていくという、是非これを充実していく事が大切だと思います。年 1 回来ていただいているという代表者会議、これを充実していただくようにお願いしたいと思います。

【こども未来課】

ありがとうございます。今年の代表者会議も総勢 80 人位集まっていたかまして、前までは講演会を開催しておりましたが、それではやはり皆さんの意識が高まらないという事で、実際に私共が対応した事例を検討するという形で皆さんに深めさせていただくという事をさせていただきました。

【委員】

関連機関でもわからないということがありますので、事例に沿った検討というのはすごく良いなと思いました。ありがとうございます。

【議長】

他にありませんか。それでは次に行きたいと思います。放課後児童クラブ活動事業という事で 62 ページお願いします。

【こども未来課】

こども未来課です。宜しくお願ひ致します。放課後児童クラブ活動事業でございます。こちらに書かせて頂いている通り、事業目的については、昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、地域住民の積極的な協力のもとに、放課後児童クラブを設置しております。事業の内容については保護者会等の組織に委託し、保護者の方が就労等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後や夏休み等の長期休業期に、支援員等による遊びを主とした育成指導を行っております。平成27年度ですけれども、市内36小学校区の中の31校区に33の放課後児童クラブを設置させていただきました。27年度の実績はこの国県に書いてありますように、予算として国県と一般財源で143,229,000円という事でございます。目標実績でございますけれども、平成27年度目標実績33カ所という事で、平成27年度につきましては、2クラブが新規で設置されました。朝見のクラブ、これは西黒部、機殿、朝見の3小学校区合同での朝見の1つのクラブと松ヶ崎小学校区で1つの2クラブの新規で4小学校区、2クラブ増で31小学校区、33のクラブになったという事でございます。28年度まだ終わっておりませんが、28年度につきましては、2クラブ新規、米ノ庄小学校と中川小学校については、今まで2つクラブあったのが、放課後児童クラブを利用する子どもさんが増えまして、2つでは足らなくなったという事で、第3のクラブが増えたということで、1クラブ1小学校区増えたということ。それと28年度につきましては、大河内小学校の放課後児童クラブですが、子どもの数及び支援員さんの確保ができず、廃止になったのですが、松尾小学校区と合同でやらせていただくように、今のところまだ最後まで行っておりませんが、28年度ではなっております。評価でございますけれども、目標通り達成されておりますので、目標通り達成という事と、効率性につきましても、国県市で決まっている部分で利用させていただいておりますので、適正な費用であったということで評価させていただきました。施策への貢献度ということでございますけれども、大という事でつけさせていただいております。平成27年度の実績、平均利用児童でございますが、926人の児童が利用していただいているもので、放課後の生活の場を確保したということで、貢献度大ということにさせていただきました。問題点、課題点でございますが、全小学校区の方で放課後児童クラブを設置して利用できる状態にしておきたいという事で思っておりますが、参加人数が少ない所などで設置が出来ていない、これらをカバーする手法として複数校区での設置を検討して全小学校区で出来るようにしたいという事でございます。以上でございます。宜しくお願ひ致します。

【議長】

どうもありがとうございます。

【委員】

放課後児童クラブの支援員の方ですけど、どういった資格の方がなられているのですか。色々な放課後児童クラブに出入りさせていただいておりますけれども、すごく指導員さんの質にばらつきがあるように思われるのです。その放課後児童クラブで雰囲気が違うだけではなく、ここの児童クラブの先生はこのような感じ、ここはあのような感じで、どういった基準で、どういった方になってみえるのかと、いつも不思議に思っていましたのでお聞きしました。

【議長】

人権意識などそういった意味ですか。

【委員】

指導方法や行儀の面などです。

【委員】

資格のある方ですか。

【委員】

一応支援員として働いている方、教員さんのような方もあります。どういった基準でしていただけるのかわかりませんが。

【こども未来課】

こども未来課です。資格につきましては、26年度までは公的な根拠もあつたのですが、厚生労働省通知のガイドラインだけしかなく、そこでは児童厚生員が望ましいと書いてある位で、あまり何もなかったのです。27年度から子育ての支援政策があり、国の方で基準や、それに基づいて市の方へ条例で決めないといけない等、この放課後児童クラブを教えている、放課後児童支援員という呼び名をされているのですが、そういった方をもう少し社会的に認知されるようにしないといけないという事で、認定されるというものも定められました。それがこの基準のところに書かれているのですが、その中に保育士や、学校の教員資格を持っている事や、2年間で2,000時間以上の放課後児童クラブ健全育成事業に関わった人であるなどの要件がありまして、その上で県が行う3日間で24時間の認定資格研修に合格して認定を受けなければいけないということになっております。この条例は27年の4月現在で施行されたのですが、いきなり始まった制度でございますので、本来はこの40人クラスですと最低限2人いないといけない内の、1人はその放課後児童支援員の資格を持っていないといけないと定められているのですが、いきなり始まった制度ですので支援員の認定を受けている方がいないということで、5年の経過措置が取られておりまして、27年から31年の間にその認定を受けた方を増やしていき、32年度からは条例に書かれている通りに40人の子どもさんがいるクラブでしたら、2人いる指導員の内の1人は必ず支援員の認定を受けていないといけないという事にしていく。その資格を持ってみえる方の質のことを言われたのですが、確かに今まで質のことを言われていなかったと、資格が無かったという事、実際働いてみえる方の処遇というものも良くなかったので、その基準も良くして、質的にも良くしていかないといけないという事で、この予算を見て頂くと、すごい予算が増えていると思いますが、これについては色々基準を高くして、この職員に対して処遇も良くするという事で、給料もあげていく、プラス質の方も向上していこうということで考えて、処遇改善加算などそういったことをやったうえで、子どもさんを預けるわけですので、質を上げないといけないという事で改善に取り組むようにしているところでございます。以上です。

【委員】

雇用の質を上げていくということと、あと子どもたちに対する支援の面では支援員さんとして働

かれている方々の全体ですけれど、研修会が絶対に毎年必要だと思うのです。一回認定されるとその人たちが、全部自分たちの自由に出来るというものではなくて、その先生たちに研修を通じて、絶対に守らなければいけないところというのを確認していかないと、結局また質が落ちていくということになると思いますので、是非研修の実施をお願いしたいと思います。

【こども未来課】

確かに委員の方の言われる通りだと思います。研修につきましては、放課後児童クラブは学校終了後から夜までなどでなかなか研修に行きづらい、受けたら子どもさんを見なくてもいい午前中などということになりますので、こちらの方でも放課後児童支援員さん向けの研修などがあるのが分かりましたら、参加するように情報を流す。松阪市放課後児童クラブ連絡協議会さんというのがあるのですが、そちらの方で研修を担っていただくようにということで少ない補助金ではございますが出させてもらっていて、年間7回位行っていてもらっています。行う時も午前中ではないとたくさん参加していただけないので、そういったことも考え行っておりますけれど、もっと充実させないといけないと思っておりますので、その辺りも考えていかなければと思っておりますのでございます。

【議長】

時間の関係上、次のところへ行きたいと思っております。学校支援課のいじめ等の対策事業、これ大事な問題だと思いますので是非お願いします。

【学校支援課】

学校支援課です。宜しくお願ひ致します。80ページの方ご覧ください。いじめ等対策事業費ということで説明をさせていただきたいと思っております。いじめということで社会問題にもなってきたところで、いじめにつきましてはどの子どもも、あるいはどの学校にも起こりうるものという認識の下で我々大事にしておりますのは、相談体制の充実、特に誰にも相談できない、家族であったり、友達であったり、先生であったり、そういう相談チャンネルがたくさんあるというのは非常に大事な事なので、相談体制の充実を図るという事。それから子どもたちの実態をしっかり把握する、その2点が重要であるという認識をしております。相談体制の充実ということで、小、中学校を兼務するハートケア相談員、中学校区に現在のところ、7中学校区に8名の相談員を配置しております。小学校を卒業して同じ相談員の方が、中学校にみえるということで、実質その相談員さんは延べで言いますと5,856件、特に子どもたちの方からは3,800件を超える相談もあるのです。なかでも友達関係に関する事、あるいは先生に関する事、家庭での事、色々な事を学校の先生に相談できないというあたりを、相談員さんを経て、先生方と共有して子どもたちの実態をカウンセリングさんにつなげる、担任の先生、養護の先生と共有しながら相談体制の充実を図っている。それが1つのハートケアさんになります。もう1つは学級満足度尺度調査ということで、生徒指導をする上で子どもたちをしっかり理解するという事が教員にとっては必要なことで、当然教員は日頃観察をします。気になれば教育相談ということで個人的に話もします。ただ、社会的にも問題になっていきますけれども、例えば教育相談で「大丈夫？」と声掛けをしても「うん」としか答えなくて見過ごしてしまう、あるいは先生の私感によって違うということもありますので、アンケートを取るということで、例えば夏季休業明けはいじめに特化したアンケ

ートを取ります。この Q-U という学級満足度尺度調査は学級集団の状態を把握するもの、あるいは個人の意欲など、そういったものから実態を把握するという形で活用させていただいているものです。目標実績ということで、平成 27 年度実績として満足群 61.4%。この Q-U につきましては、全国的な標準化されたものですので、全国平均でいいますと 39%というのが満足群のデータになります。ただ 61%は良いのかという点を決して満足群の数ではありません。ですのでそういった実態を踏まえて、より効果的な学級集団育成維持していく上での手立てという形で活用させていただいております。評価としましては、おおむね達成という形と実態把握あるいは相談体制の充実ということで、適正な形で効率性としては評価をさせていただいております。課題、問題点といたしましては、やはり問題行動、いじめや暴力行為等、不登校もそうなのですが未然防止に努めていきたいということで、当然その集団生活をしていく上ではトラブル等起こりますが、学習面での課題等、色々な課題を抱えておりますので引き続いてこの体制で進めていきたいと考えています。簡単ですけれどもご理解頂きたいと思います。宜しくお願い致します。

【議長】

どうも、ありがとうございました。ご意見ご質問ありませんか。それでは時間の関係からここで終了したいと思います。次からは 3 月 22 日に行うという事をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。今日はたくさんの事業の説明を受けて色々な議論をしていただきました。時間の関係で終了したいと思います。どうもありがとうございました。

【事務局】

(次回の審議会についての説明)

【議長】

今日はお忙しいところ各課の方々ご説明頂きましてありがとうございました。今後とも宜しくお願い致します。これで終了したいと思います。ありがとうございました。

(16時45分終了)